特　記　仕　様　書

1　事業番号　　多高福委　第48号

2　事業名　　介護保険料納付済額のお知らせ封入封緘等業務委託

3　事業期間　　契約日　～　令和９年１月20日（水）

4　納品場所等　多治見市音羽町１丁目233番地　駅北庁舎　４Ｆ　４－１会議室
　　納品日時（指定）　令和９年１月20日　午後１時30分～3時

5　支払い方法　納品・検品後、請求から１か月以内（一括払い）

6　業務内容
（１）窓あき封筒作成業務
（２）介護保険料納付済額のお知らせ印刷業務
（３）封入封緘業務

7　作成業務に係る規格等（封筒：校正１回以上）
（１）窓あき封筒の品質・規格・数量等（別紙レイアウト・現行品参照）
① 数　量　33,500枚（別途3,000通を市から提供）
② 規格他　235㎜＊120㎜（別紙レイアウト・現行品参照）
③ その他　水糊付（アラビア）

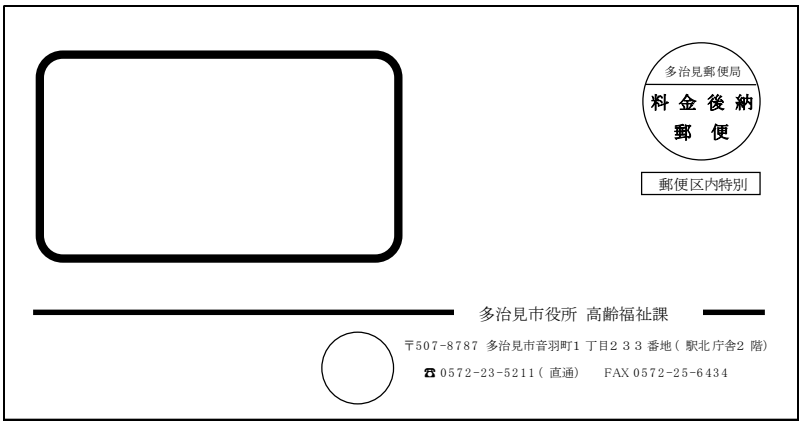

※封入物の個人情報に配慮し、封筒内側に透過防止用の模様を印刷すること

（２）「介護保険料納付済額のお知らせ」品質・規格・数量等
① 参考数量　　35,500通（紙は受注者用意）
② 印　　字　　黒　　※見本参照
③ 規　　格　　Ａ４　上質　55kg

④ 封筒窓から見える部分（氏名・郵便バーコード欄付近）に、受注者で通番・連番等の記載をすることは許可するもの。ただし、氏名・バーコード等に重ならない位置とする。

（３）「介護保険料納付済額のお知らせ」の印刷

・ 発注者が提供するＰＤＦデータ又はＣＳＶデータを使用し、印刷するもの。データのアップローダーは受注者が用意し、発注者へ取扱いの説明をすること。

（４）封入封緘作業

① 参考数量　　35,500 通

・ 印刷出力された「介護保険料納付済額のお知らせ」は３つ折りとし、封入封緘の際には、封筒の窓から、宛名部分（郵便番号・住所・方書・氏名・バーコード、通番）が見えるように封入。別人のものと混同する等、誤封入の無いよう細心の注意を払うこと。

・ 誤封入有無の確認のため、封緘後に重量・厚さ等で必ず確認を行うこと。

※封緘後の梱包は、通番順に並べるが、**市外宛の封筒は、市外のみの箱（最後尾）に入れ**納品すること。箱毎に、**「箱番号」「内容数量」**を箱の側面（短辺側）に記載し納品すること。

※実際に箱に並べた順のＣＳＶデータを提供すること。（市外は最後）

（５）遵守事項

・ 作業中に封筒・納付済額のお知らせが破損した場合は、再印刷すること。破損した「介護保険料納付済額のお知らせ」はシュレッダー等で受注者の責任において廃棄すること。

・ PDF データ及び CSV データは、受注者の責任で破棄すること。

・ 封入封緘作業で必要な輪ゴム等の消耗品は受注者が用意し、100 枚単位で括るもの。

・ 不明な点がある場合は、速やかに下記担当まで問合わせること。

８　注意事項

（１） 本契約は一括契約とする。参考とする予定数量（前年度実績等）は最低保証数量ではない。ただし、封筒の作成数は実数量とする。※提供品を含め使用しなかった封筒は返却すること。

（２） 封入封緘業務は機械での作業を基本とする。

10 環境配慮事項について

（１） 自動車、施工機械の使用にあたっては、環境に配慮した仕様に努め、無用な使用を出来るだけしないように心がけること。

（２） 業務完了時の提出書類等は、環境や再利用の観点から両面印刷等に心がけること。

（３） 業務を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境に配慮して極力グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。

（４） 清掃等周辺環境美化に努めること。

（５） 業務全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。

11 暴力団排除について

妨害又は不当要求に対する通報義務

（１）受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

（２）受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

12　セキュリティポリシーについて

多治見市情報セキュリティポリシーの遵守

（１）　多治見市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、多治見市情報セキュリティ基本規定（平成１５年訓令甲第 15 号）等に規定した条項に基づき、業務を行なうものとする。

（２）　業務を遂行する上で知り得た情報は目的以外には使用せず、また、第三者へ一切漏洩しないこと。

（３）　多治見市個人情報保護条例（平成８年条例第 25 号）第２条第１項に定める個人情報の取扱いについては、別紙**「個人情報の取扱いに関する特記事項」**によるものとする。

13　過失における違約金の徴収について

（１）　この契約に関して、本業務に起因するところによる重大な過失等が発生した際、その原因が受注者の責によるものであると客観的に認められた場合、発注者はこの契約及びこの契約に係る変更契約による契約金の 20 分の 1 に相当する金額を上限として、受注者に請求できるものとする。

（２）　受注者は発注者が指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。

（３）　違約金は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（４）　本項に関する定めは、この契約による業務の履行後においても同様とする。